

令和 8 年 6 月 12 日

P T A 会 員 各 位

さいたま市立尾間木小学校
P T A 会 長 菅 野 武 史
校 長 村 田 寿 一

「P T A 活動総合補償制度」の加入について（報告）

向暑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から P T A 活動にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、本年度も下記のとおり「P T A 活動総合補償制度」に加入することとなりましたので、皆様にご報告いたします。

記

- 加入内容 さいたま市 P T A 協議会「P T A 活動総合補償制度」に基づく **A** プラン
(死亡保険金 197 万円、入院保険金日額 2,700 円他)
※ P T A 活動（行事等）の参加中に生じた、P T A 会員及び児童の傷害事故、賠償責任に対する補償です。
- 保険期間 令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時までの 1 年間
- 保 険 料 ◇傷害保険 1 会員（1 世帯）あたり 73 円
◇賠償保険 児童 1 名あたり 7 円
- そ の 他 (1)保険料は、従来通り P T A 会費の中から負担させていただきますので、保護者の皆様が個別に申し込みされる必要はありません。
(2)「P T A 活動総合補償制度」の詳細につきましては、下表をご参照ください。

[補償内容]

プラン名		A プラン	Bプラン	Cプラン
傷 害 保 険	死亡保険金	197 万円	242 万円	317 万円
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約 7.8 万円～197 万円	約 9.6 万円～242 万円	約 12.6 万円～317 万円
	入院保険金 日額(180 日限度)	2,700 円	3,500 円	4,500 円
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金(日額)の)	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍 (1 事故につき 1 回)	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍 (1 事故につき 1 回)	入院中 10 倍 入院中以外 5 倍 (1 事故につき 1 回)
	通院保険金 日額(90 日限度)	1,800 円	2,300 円	3,000 円
1 会員（1 世帯）あたり保険料		73 円	93 円	120 円
P T A 賠 償 保 険	対人賠償(自己負担額：1 千円)	1 名あたり支払限度額 300 万円/1 事故あたり支払限度額 3 千万円		
	対物賠償(自己負担額：1 千円)	1 事故あたり支払限度額 200 万円		
	保管物賠償(自己負担額：5 千円)	1 事故あたり支払限度額 10 万円/年間あたり支払限度額 500 万円		
	提供飲食物危険補償 対人/対物 (自己負担額 1 千円)	1 名・1 事故/PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任と同額		
	法律相談・クレーム対応費用補償	1 事故あたり 100 万円/年間あたり支払限度額 1 億円		
児童・生徒 1 名あたり保険料		7 円		

※ 補償が必要になった場合はがくぷりメッセージ、または PTA 本部(omagipta0913@gmail.com)まで